

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第6部門第3区分
【発行日】令和2年1月9日(2020.1.9)

【公表番号】特表2019-502984(P2019-502984A)
【公表日】平成31年1月31日(2019.1.31)
【年通号数】公開・登録公報2019-004
【出願番号】特願2018-526741(P2018-526741)
【国際特許分類】

G 0 6 Q 20/32 (2012.01)

【F I】

G 0 6 Q 20/32

【手続補正書】

【提出日】令和1年11月21日(2019.11.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

第1目的を実行するように構成され、前記第1目的に加えて金融取引を実施するように更に構成されたモバイル電子デバイスであって、

前記モバイル電子デバイスが、

前記第1目的の実行を容易にするように構成された電子回路の第1のグループ、および

前記金融取引を実施するように構成された電子回路の第2のグループ、を含み、

前記電子回路の第1のグループは、前記電子回路の第2のグループから、通信に関して分離され、

電子回路の前記第1のグループが、近距離無線通信(NFC)受信機を備え、電子回路の前記第2のグループが、NFC送信機を備え、更に、電子回路の前記第2のグループが、NFC通信を介して電子回路の第1のグループにデータを伝達するように操作可能である、モバイル電子デバイス。

【請求項2】

電子回路の前記第2のグループは、前記金融取引を認証するためのワンタイムパスコード(OTP)を生成し、NFCを介して前記OTPを一斉送信するように操作可能であり、

電子回路の前記第1のグループが、電子回路の前記第2のグループによって生成されたOTPをNFC通信を介して受信するように操作可能である、モバイル電子デバイス。

【請求項3】

電子回路の前記第2のグループは、EMV(Europay、Mastercard、Visa)規格の集積回路を含み、EMV決済規格を用いた金融取引を実施する、請求項2に記載のモバイル電子デバイス。

【請求項4】

電子回路の前記第1のグループが、物理的分割によって、電子回路の前記第2のグループから通信に関して分離される、請求項2に記載のモバイル電子デバイス。